

パブリックコメントの実施について

案件名	猪名川町部落差別の解消の推進に関する条例（案）
実施期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年10月27日
担当課 (意見提出先)	福祉課人権推進室 (TEL 072-768-0217)

＜ パブリックコメントの実施について ＞

案件名	猪名川町部落差別の解消の推進に関する 条例（案）
趣旨・背景	部落差別の解消に関し、基本理念を定め、町の責務を明らかにするとともに、町民等の役割等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない猪名川町を実現するため、条例化を目指すものです。条例の施行後には、町の責務、町民の役割などを明確にし、啓発することによって、町民の皆様の理解を促進し、部落差別解消の推進に関する施策を展開します。
実施期間	令和5年9月28日 ～ 令和5年10月27日
対象者	町内に住所を有する者 町内に事務所又は事業所を有する個人又は法人その他団体 町内に存する事務所又は事業所に勤務する者 町内に存する学校に在籍する者
提出方法	意見書（任意書式化）を提出される方は、1.住所 2.氏名 3.連絡先（電話番号又はe-mailアドレス等） 4.意見内容及び理由を明記し、Eメール又はファックス、郵送、窓口持参のいずれかの方法で提出してください
担当課 (意見提出先)	福祉課人権推進室 TEL 072 - 768 - 0217 FAX 072 - 768 - 0468 メール inagawa-jinken@town.inagawa.lg.jp